

千葉市水道局告示第24号

水道法第25条の7の規定により、下記の指定給水装置工事事業者より給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第2号の規定により告示します。

令和4年8月1日

千葉市長 神谷俊一

所在地	横浜市泉区緑園四丁目3番28号
商号	株式会社相鉄ピュアウォーター
代表者	代表取締役 石井 聖康
廃止年月日	令和4年6月30日